（削る）

（青少年雇用情報）

第三条　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　職場への定着の促進に関する取組の実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をいう。以下このハにおいて同じ。）の取得の状況として、次に掲げる全ての事項

(1)・(2)　（略）

ニ　（略）

2　（略）

3　前項の規定は、法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十四条の規定により求人者が学校卒業見込者等求人（法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十四条第一項に規定する学校卒業見込者等求人をいう。第五条第二項第一号において同じ。）の申込みを行う場合について準用する。この場合において、前項中「船員の募集を行う場合」とあるのは、「求人の申込みを行う場合」とする。

（青少年雇用情報の提供の方法等）

第四条　（略）

2　法第三十三条の規定により適用する法第十三条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、学校卒業見込者等（法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十三条第一項に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、船員の募集を行う者に明示しなければならない。

一～三　（略）

3　（略）

第五条　（略）

2　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十四条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、求人者に明示しなければならない。

一　当該求人者が学校卒業見込者等求人の申込みをした地方運輸局（運輸監理部を含む。）又は無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者をいう。）　前条第二項第三号に掲げる事項

二　（略）

3　（略）

われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が学校卒業見込者等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること

（求人の不受理の手続）

第四条　地方運輸局（運輸監理部を含む。第七条第二項第一号において同じ。）が、法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十一条の規定により求人の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない。

（青少年雇用情報）

第五条　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　職場への定着の促進に関する取組の実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業をいう。以下このハにおいて同じ。）の取得の状況として、次に掲げる全ての事項

(1)・(2)　（略）

ニ　（略）

2　（略）

3　前項の規定は、法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十四条の規定により求人者が学校卒業見込者等求人の申込みを行う場合について準用する。この場合において、同項中「船員の募集を行う場合」とあるのは、「求人の申込みを行う場合」とする。

（青少年雇用情報の提供の方法等）

第六条　（略）

2　法第三十三条の規定により適用する法第十三条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、学校卒業見込者等は、次に掲げる事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、船員の募集を行う者に明示しなければならない。

一～三　（略）

3　（略）

第七条　（略）

2　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十四条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、求人者に明示しなければならない。

一　当該求人者が学校卒業見込者等求人の申込みをした地方運輸局又は無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者をいう。）　前条第二項第三号に掲げる事項

二　（略）

3　（略）